

第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託仕様書

1 概要

日進市では、障害者基本法に基づき第3次日進市障害者基本計画を策定し、「地域で共に暮らすまちづくり」を基本理念として掲げている。また、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定し、各種施策を推進している。令和6年度からの次期計画においても、国の動向等を見据えながら、日進市自治基本条例や総合計画等の各種計画内容と、障害者等の実態を把握する調査等の分析結果を踏まえた上で計画を策定する。

本業務は、障害者等の調査や分析等を行い、本市の特性に応じた計画を策定するにあたり、民間事業者の障害者福祉に関する総合的かつ専門的な知見を活かし、計画策定業務を支援するものである。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する情報の収集についても併せて行う。

2 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

(1) 障害者等の実態把握等のための調査分析業務

障害者等の実態把握のための調査票、本市独自アンケート（障害者差別解消法に係る内容を含む。）等の作成支援、入力・集計及び分析等を実施する。なお、返送された封筒、調査票、その他の封入物はすべて、集計作業後に市へ提出すること。

ア 調査の対象者

障害福祉サービス受給者（約1,200件）、障害者・障害児・自立支援医療（精神通院）受給者（約3,500件）、市民（約1,500件）、市内事業所（約300件）、障害者サービス事業所（約250件）、団体等（約30件）

イ 業務詳細

(ア) 調査票作成支援

アンケート内容について、実態把握のための項目について助言等を行う。

なお、アンケートについては、次の7種類を想定している。なお、国の方針により変更することがある。

- ①障害福祉サービス利用者（1,200件程度を想定。郵送配布・郵送回収。前回実施時：24ページ55問、909件送付、回答率47.0%）
- ②障害者手帳所持者（サービス利用者を除く、18歳以上の障害者手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者。3,100件程度を想定。郵送配布・郵送回収。前回実施時：23ページ、40問、3,136件送付、回答率50.0%）
- ③障害者手帳所持児（サービス利用者を除く、18歳未満の障害者手帳所持者・自立支援医療（精神通

院) 受給者。400件程度を想定。郵送配布・郵送回収。前回実施時：23ページ、40問、456件送付、回答率40.4%)

④上記①～③を除く18歳以上の市民(1,500件程度を想定。郵送配布・郵送回収。前回実施時：14ページ22問、回答率44.1%)

⑤市内事業所(300件程度を想定。15人以上の従業員を雇用する事業所。郵送配布・郵送回収。前回実施時：14ページ14問、323件送付、回答率36.2%)

⑥障害福祉サービス事業所(250件程度を想定。市内及び市民の利用がある市外事業所。郵送配布・郵送回収。前回実施時：10ページ16問、265件送付、回答率63.8%)

⑦障害者団体(30件程度を想定。郵送配布・郵送回収。前回実施時：5ページ14問、21件送付、回答率81.0%)

(イ) アンケート発送準備

- ・調査票及び封筒(発送用・返信用)の作成・印刷及び封入封緘を行うこと。発送準備にあたっては、発注者と受注者で協議を行うこと。なお、調査項目については、発注者と受注者で協議した素案を、「日進市障害者自立支援協議会」及び「日進障害者政策委員会」で検討する予定としている。
- ・発送用封筒は角2窓あき封筒、返信用封筒は長3封筒を想定している。返信用封筒についてはテープ加工等の口糊加工を行うこと。
- ・調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。
- ・アンケートの発送・回収に係る郵便料の費用は発注者が負担する。

(ウ) 調査結果の回収、入力、集計、分析

- ・市で回収した調査票を定期的に受け取り、引き取った調査票等を整理・集計・分析すること。なお、調査票「その他」等の自由記載欄の内容は、原文をすべて提示すること。
- ・調査結果は単純集計、クロス集計を行うとともに分析を行うこと。

(エ) 骨子案及び計画書冒頭案の作成支援

- ・第4次日進市障害者基本計画・第7期日進市障害福祉計画、第3期日進市障害児福祉計画の骨子案の作成支援を行うこと。骨子案については計画書の構成案を想定している。
- ・計画書冒頭案の作成支援を行うこと。計画書冒頭案については、計画策定の背景と趣旨の記載を想定している。

(オ) 調査結果報告書の作成

調査、集計、分析結果について報告書を作成する。

(2) 成果物

- ・障害者等実態把握調査結果報告書(電子データ)
- ・集計に用いたデータセット(市職員が操作できるデータ形式)
- ・計画骨子案(電子データ)
- ・計画書冒頭案(電子データ)

※国の方針により変更することがある。

※「電子データ」は、PDF形式及び修正が可能な形式（Word、Excelなど）の2種類を用意すること。

※PDFファイルは、JIS X 8341-3 規格に準拠するなど、アクセシビリティに配慮すること。

4 その他

(1) 納入場所

日進市蟹甲町地内 日進市役所 健康福祉部 地域福祉課

(2) 随時の報告及び協議

委託業務の遂行については、データや資料の提供等、本市に随時報告し、協議するものとする。

(3) 著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、本市に帰属するものとする。

(4) 個人情報の取扱い

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。